

(議事概要)

○谷口事務次官挨拶

「国土交通省発注の車両管理業務に関しては、第1回の再発防止対策検討委員会（6月5日）の後、去る6月23日に、公正取引委員会より、事業者が行っていた談合行為に国土交通省の職員が関与していたとして、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」、いわゆる「官製談合防止法」に基づく改善措置要求を受けた。また、国土交通省の職員であった者が、退職後に、入札談合に関わる行為をしていたとの指摘も受けたところ。

入札談合等の不正行為はあってはならず、とりわけ「官製談合」はあってはならないことであり、当省発注の業務に関し、改善措置要求等を受けたことは極めて遺憾である。また、この週末には、今回「官製談合」が指摘された北海道開発局において、いわゆる「無許可専従」など違法な組合活動があったという事実が判明したところ。わたくし自身、国民の信頼を取り戻す大きな責任があるということを強く自覚し、全力で、事実関係等の調査、再発防止対策の検討及び実施に取り組んでまいり所存である。

委員の皆様方におかれては、調査の公平性、厳正性等が確保されるよう、事実関係の解明にお力添えをいただくとともに、再発防止対策の取りまとめにご指導賜りますよう、重ねてお願いする。」

○事務局説明

- (1) 事案の概要等について
- (2) 再発防止対策の方向性について

※資料に基づき説明

○意見の概要

- ・ 公正取引委員会からの改善措置要求においては、職員が指名業者の名称等の未公開情報を漏らし、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号に該当し、入札談合等関与行為と認められるとされているが、入札談合等関与行為防止法以外にも遵守すべき莫大な数の法律がある中で、職員に対して職務に応じて関係する法律の理解を徹底させることが必要。

- 入札談合等関与行為防止法上、特定の者への教示、示唆が禁止されているような情報に関しては、情報管理のシステムについて検討していくことが必要。
- 仮に、非常勤職員の担ってきた公用車管理業務のアウトソーシングという話が背景にあるなら、既に公用車管理業務を担当する非常勤職員はおらず、したがってこの委員会の課題であるかは別であるが、今後、同様のことが発生しないよう、非常勤職員の適正な人事管理を徹底すべき。
- 今回の改善措置要求の事案は、予定価格を教示していたのではなく、指名業者等の情報を教示していたものであるが、労務に関する事情もある中で、違法性の認識がどこまでであったのか。背景・原因を解明するためには、調査に当たって、調査する側が「天下り先の確保」というような従来の構図のみにとらわれず、そのような事案の背景についての認識を持つて的確に対応することが必要。
- 再発防止策の検討に当たっては、発注者サイドで公正な競争が確保できるような環境を整備すること、基本的スタンスとして、入札関係の情報は一切外部に漏洩しないことについて、対応を図るべき。
- 再発防止対策としては、未公表情報を教示しないことに加え、事業者側との関係について規律を厳格化することを基本とすべきではないか。
- 入札契約の透明性・競争性を確保することについては、既に導入された一般競争入札を引き続き進めていくことが必要であるが、他方で、しっかりとした品質が確保できるように、運転手の技能等について契約条件として明記していくことが必要。
- 職員と事業者に再就職した元職員との関係については、具体性を持ったルールを作り、周知徹底していくことが望ましい。
- 再発防止策として、入札監視委員会を含め第三者のチェックのあり方についても検討

することが必要。

- コンプライアンスのマニュアルについては、研修等で職員に徹底していくことが必要。
- 水門談合を受けて取りまとめた対策を職員にも周知してきたはずだが、そもそも今回の事案はその対策の後の行為も含んでいるのか等について確認を行うことが必要。